前橋市火災予防条例の改正について

令和7年11月27日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市火災予防条例の一部を改正する条例

前橋市火災予防条例(平成16年前橋市条例第57号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第38条の 2-第38条の7)」を 「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準 第2章の3 林野火災の予防(第38条の8・第38条の 等(第38条の2-第38条の7) に改める。

第38条各号列記以外の部分中「火災に関する警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第2章の2の次に次の1章を加える。

第2章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

- 第38条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」 という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発 することができる。
- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市 の区域内に在る者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなけ ればならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限 の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第62条の3第1項第3号中「第65条第6号」を「第65条第1項第6号」に改める。

第65条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及 び区域を指定することができる。

別表第1ボイラーの部気体燃料の項中「45」を「4.5」に、同表乾燥設備の部 気体燃料の項中「45」を「4.5」に、同表調理用器具の部気体燃料の項中「4 5」を「4.5」に改める。

附則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。